

京都市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年5月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第2号

京都市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

京都市民生委員推薦会規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「14人」を「12人」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)